

区政会議について

1 区政会議とは

- ・ 区政会議は、区民の方々が区の行政の運営に参画する仕組みです。区政会議は、区長が区の行政を運営していくにあたって、お住まいの区の実情や特性に応じて、区の行政をその計画段階から幅広い区民の方々との対話などにより推進していくための仕組みです。

2 これまでの区政会議との違い

- ・ 平成 23 年以降、区政への区民の皆様の参画を促進し、区内の課題及び実績を把握するために、「区における総合行政の推進に関する規則」に基づき区政会議を設置し、これまで多大なご協力をいただいたところです。(現行委員数 18 名)
- ・ 区政会議については、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本としつつも、その適切な運営を図る観点から全市的な統一基準をルール化するとともに市民の代表である市会においてそのルールを承認していただき、大阪市全体で認知されたものにするために条例化しました。なお、経過措置として新委員による体制は 10 月 1 日からとしております。(任期は 2 年間)

3 どういった方が委員になるのか

- ・ 区政会議の委員は区民等(住民、在学、在勤者)、学識経験者等のうちから区長が選定します。(東成区では今回の推薦依頼では学識経験者を対象としておりません)
- ・ 区政会議の委員の定数に係る基準は次のとおりです。
- ・ 委員定数の基準
10 人以上 50 人以下で区長が定める。
- ・ 公募委員の定数
委員定数の 1 割以上とする。ただし、経過措置として平成 25 年 9 月 30 日までは現行どおり。(東成区は 5 名の予定)

4 委員から求める意見について

- ・ 区政会議は、区民等からの多様な意見を聴取することが目的であり、委員間で意見を闘わせて会議としてひとつの結論をめざすものではありません。よって、採決のようなことは行いません。
- ・ 意見を聴取する事項は、区の総合的な計画に関する事項(いわゆる区将来ビジョン)や、年度ごとの区の主な施策(区運営方針、予算)とその評価(運営方針の振り返り)などです。
- ・ 区長は、いただいた意見を総合的に考えて区が取り組んでいく事業や予算を考えます。
- ・ 委員の自発的な議論により、定数の 3 分の 2 以上の多数をもって決議されたときは、区長はこれを尊重し、権限の範囲内で適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

5 会議の開催

- ・ 区政会議は、意見をいただく内容が、区運営方針の次年度に向けた素案策定、予算要求の段階と年度を終了してからの振り返りの少なくとも2回は開催する必要があります。
- ・ 開催は区長が召集するほか、定数の4分の1以上の委員により開催を請求することができます。

6 議事

- ・ 区政会議は議事進行その他会議を主宰する者として議長・副議長を委員の互選により選出します。委員の会議の定数は議長・副議長を含む委員の2分の1以上です。

7 会議の公開・公表について

- ・ 会議は公開します。
- ・ 区政会議の会議録の内容及び公表期間
会議録には開催の日時・場所、出席者氏名、発言者の氏名及びその発言の内容等を記載し、会議での配布資料と併せて、翌年度末までの間公表します。

※ 会議の具体的な内容について、広く区民等に明らかにするため。

- ・ 区政会議の運営状況の公表

ア 対象期間及び公表時期

前年10月1日～当年9月30日までの運営状況を毎年11月末日までに公表。

※ 区運営方針のPDCAサイクルの期間に沿った会議の運営状況を明らかにするため。

イ 運営状況として公表する主な事項

- ・ 対象期間における委員の氏名
- ・ 会議の開催日時
- ・ 委員に意見を求めた事項
- ・ 区長が講じた措置の内容

ウ 公表の方法

公表する事項を記載した書面を公示し一般の閲覧に供するとともに、インターネット等を利用して公表する。

8 市議員等

- ・ 市議員は、選出された区の区政会議に出席し、助言できるものとなっております。

9 その他

- ・ 東成区では、効果的かつ効率的な審議のために次の部会を設置する予定です。
にぎわい・きずな部会(活力ある地域づくり、安全・安心や地域防災力に関すること)
子ども・教育部会(地域と学校と区役所の関係、子育てに関すること)
保健福祉部会(健康づくり、高齢者・障がい者等に対する見守り支援に関すること)